

春日部市公共施設マネジメント基本計画策定審議会条例

(設置)

第1条 市の公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、春日部市公共施設マネジメント基本計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 公用又は公共用に供するために市が設置する庁舎、学校、公民館、体育施設その他の建築物

(2) 市が管理する道路、河川、橋りょう、上水道、下水道及び公園

2 この条例において「公共施設マネジメント」とは、公共施設を総合的かつ計画的に管理することをいう。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の公共施設マネジメント基本計画の策定に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内各種団体を代表する者

(3) 公募に応じた市民

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条の市長の諮問に対し審議会が最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部行政改革推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。